

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部課室等名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許認可等名	限度額適用・減額認定証の再交付	
根拠法令	国民健康保険法施行規則	
根拠条項	第27条の14の4第4項において準用する第26条の3第5項	
連絡先	(電話 621-5159)	
審査基準	基 準	国民健康保険法施行規則 第27条の14の4第4項 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、限度額適用・減額認定証について準用する。 国民健康保険法施行規則 第26条の3第5項 世帯主は、減額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。 [添付書類] 減額認定証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その減額認定証を添えなければならない。
参考事項		
設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)	
標準処理期間	標準処理期間 (設定しないものについて はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)